

# 静岡県警察表彰の取扱いに関する訓令

(平成13年9月18日県本部訓令第22号)

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察における表彰及びその取扱い並びに警察表彰規則(昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。)に基づく表彰の上申に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰)

第2条 表彰は、次に掲げる事項について功労又は業績があると認められる場合に行うものとする。

- (1) 犯罪の予防又は鎮圧
- (2) 犯罪の捜査又は被疑者の逮捕
- (3) 交通の指導取締り又は交通事故の抑止
- (4) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- (5) 火災その他の災害又は変事における警戒、防護及び救護
- (6) 適切な犯罪被害者支援の推進
- (7) 業務の効率化又は効果的な施策の推進
- (8) 警察上重要な発見、発明、改善又は研究
- (9) 警察上重要な事務の処理又は職務の執行
- (10) 優秀又は優良な勤務成績
- (11) 一定期間における累積された顕在実績
- (12) 優秀な学業成績又は研修成績
- (13) 勤務年数による実績
- (14) 警察の信頼を高めた善行等
- (15) 一定期間において特定業務に係る無事故の勤務又は適切な取扱い
- (16) 術科等による実績
- (17) 一定期間における特殊技能による実績
- (18) 年間における警察署の部門別実績
- (19) 一定期間、危険又は困難な警察業務に指名され従事した隊員等の実績
- (20) 静岡県警察又はその職員に対する協力
- (21) その他表彰することが適当と認められる事項

## 第2章 表彰の種類等

### 第1節 本部長表彰

#### (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警察功績章  
職員として、特に顕著な功労があると認められる者に対して退職時に授与する。
- (2) 賞詞  
賞詞の等級を「賞詞特級」及び「賞詞」とし、次に掲げる者に授与する。

ア 賞詞特級

職員として、特に多大な功労があると認められる者

イ 賞詞

職員として、多大な功労があると認められる者

(3) 賞状

顕著な業績があると認められる部署に対して授与する。

(4) 賞誉

職員として、功労があると認められる者若しくは成績が優秀であると認められる者又は業績が優秀であると認められる部署に対して授与する。

(5) 感謝状

功労があると認められる静岡県警察以外の警察職員若しくは部署又は警察部外の者若しくは団体に対して授与する。

(表彰の制限)

第4条 表彰を受けるべき者が表彰前に刑事事件に関して起訴されたとき、懲戒処分に付されたときその他表彰することが不相当と認められる事由に該当することとなったときは、表彰を行わないことができる。

第2節 部長等表彰及び所属長表彰

(表彰の種類)

第5条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賞

ア 部長等は、所管に係る事務に関し、賞誉に次ぐ功労又は業績があると認められる職員又は部署に対して授与することができる。

イ 所属長は、その所掌事務に関し、部長等の賞に次ぐ功労又は業績があると認められる所属職員又は所属部署に対して授与することができる。

ウ 所属長は、その所掌事務に関し、必要があると認める場合に限り、所属職員以外の職員に対しても授与することができる。

(2) 感謝状

部長等及び所属長は、本部長の感謝状に次ぐ功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与することができる。

(準用規定)

第6条 第4条の規定は、前条の規定について準用する。

第3節 その他の表彰

(競技会等の表彰)

第7条 本部長、部長等及び所属長は、その主催する各種競技会等において優秀な成績を収めた職員若しくは部署又は警察部外の者若しくは団体に対して、その会長名をもって表彰を行うことができる。

第4節 副賞

(副賞の付与)

第8条 表彰には、賞金その他の副賞を付与することができる。

第3章 表彰の上申

(本部長への上申)

第9条 所属長は、第2条各号のいずれかに該当する功労又は業績があり、かつ、第3条第2号から第5号までに該当すると認めるときには、当該功労又は業績に係る業務を主管する課等の長(以下「業務主管課長等」という。)及び監察課長と協議の上、本部長に対して速やかに書面をもって表彰を上申するものとする。

2 業務主管課長等は、前項の規定により上申が行われるときは、表彰上申副申書を作成し、当該上申に係る書面に添付するものとする。

3 所属以上の部署に対する表彰の上申は、被表彰事案に係る業務を主管する部長等が行うものとし、被表彰事案が2以上の部長等の所管事項に関連するときは、関係部長等が協議してこれを行うものとする。

(長官等への上申)

第10条 本部長は、前条の規定により上申を受けた事案のうち、警察庁長官又は関東管区警察局長(以下「長官等」という。)の表彰が適当と認められるものについては、その功労又は業績の概要を明らかにした書面をもって長官等へ表彰を上申するものとする。

#### 第4章 表彰の審査

(委員会の設置及び構成)

第11条 県本部に静岡県警察表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は、本部長とし、委員には各部長、警務部参事官兼首席監察官、警務課長、監察課長、主任監察官、監察官及び本部長の指名する者をもって充てる。

(審査)

第12条 委員会は、本部長が必要と認める表彰事案について審査するものとする。

#### 第5章 雑則

(上申者への通知)

第13条 監察課長は、上申のあった事案について表彰が決定された場合は、上申者へ通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、表彰状の交付をもってこれに代えることができる。

(静岡県警察職員情報管理システムへの登録)

第14条 所属長は、職員が表彰を受けた場合には、所要事項を静岡県警察職員情報管理システムに登録しなければならない。

(事故等の報告)

第15条 所属長は、警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された職員が、規則第10条に該当するに至ったときは、その旨を速やかに本部長に報告しなければならない。

2 この訓令に基づく表彰上申後において、被上申者の身分に異動が生じたときも、前項と同様とする。

(受賞の報告)

第16条 所属長は、所属又は所属職員が長官等その他部外から表彰を受けたときは、その都度、本部長に報告するとともに、監察課長に表彰状の写しを送付しなければならない。

(表彰台帳)

第17条 監察課長は、表彰台帳を備え、本部長表彰以上の表彰が行われたときは、当該表

表彰台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

- 2 部長等表彰の事務を担当する県本部所属の長は、表彰台帳を備え、部長等表彰が行われたときは、当該表彰台帳に所要事項を記載しておかなければならない。
- 3 所属長は、表彰台帳を備え、表彰を行ったときは、当該表彰台帳に所要事項を記載しておかなければならない。

(細則の制定)

第18条 この訓令について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成13年11月1日から施行する。  
(静岡県警察の表彰取扱いに関する訓令の廃止)
- 2 静岡県警察の表彰取扱いに関する訓令(昭和41年県訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成17年4月19日県本部訓令第16号)

この訓令は、平成17年4月19日から施行する。

附 則(平成19年5月30日県本部訓令第25号)

この訓令は、平成19年5月30日から施行する。

附 則(平成19年12月12日県本部訓令第50号)

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年8月5日県本部訓令第42号)

この訓令は、平成21年8月5日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成26年3月26日県本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。